

県産木材原木加工事業者支援事業補助金交付要綱

(制 定) 令和8年1月22日 7林政第223537号

(目的)

第1条 県は、県産認証木材の安定供給を図るため、香川県産認証木材の原木加工を行う者に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「香川県産認証木材（以下「認証木材」という。）」とは、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき香川県産木材認証制度運営協議会（以下「協議会」という。）が認証した木材をいう。
- (2) 「香川県産木材認証機関（以下「認証機関」という。）」とは、「香川県産木材認証制度のためのガイドライン」に基づき協議会が認定した者をいう。

(事業主体)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で別表第1のとおりとする。

- (1) 規則第5条の2各号のいずれかに該当する者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) その他補助が適当でないと知事が認める者

(補助対象及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業主体が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、事業主体が規則第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付の決定をしないものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書

を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の取り消し等)

第8条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する行為を行ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反した場合。

(2) 補助金の交付に関して不正な行為があった場合。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対し、その返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等がある場合には、財産管理台帳及び関係書類を整備し、処分制限期間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和8年1月22日から施行する。

別表第1

| 事業主体 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|--------------------------|---|--|
| 県内に本社、支社又は営業所等を有している認証機関 | 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間中に購入した認証木材の原木購入経費。 | 定額 認証木材の原木購入量 1 m ³ 当たり 1,000 円以内 ただし、補助金の下限額は10,000 円とする。 |